

第36回北斗市農業委員会総会議事録

令和4年2月24日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和4年2月24日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 14名) (欠席 0名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	出席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 任 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>報告第3号 土地の現況証明調査委員の変更について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第8号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第9号 北斗市農業担い手育成奨学金貸付条例施行規則の廃止について</p> <p>議案第10号 北斗市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱の一部改正について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第36回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和4年2月24日 午後 1時26分

- | | | |
|-------|--|----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第 4 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 土地の現況証明調査委員の変更について | (報告第3号) |
| 日程第 6 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第 7 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第2号) |
| 日程第 8 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (議案第3号) |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第4号) |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第5号) |
| 日程第11 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第6号) |
| 日程第12 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第7号) |
| 日程第13 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第8号) |
| 日程第14 | 北斗市農業担い手育成奨学金貸付条例施行規則の廃止について | (議案第9号) |
| 日程第15 | 北斗市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱の一部改正について | (議案第10号) |

第36回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和4年2月24日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	5件
2	報告第2号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	4件
3	報告第3号	土地の現況証明調査委員の変更について	会長	報告済	1件
4	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	2件
5	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	10件
6	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	会長	決定	1件
7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	10件
8	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	22件
9	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	1件
10	議案第7号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	3件
11	議案第8号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
12	議案第9号	北斗市農業担い手育成奨学金貸付条例施行規則の廃止について	会長	決定	1件
13	議案第10号	北斗市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱の一部改正について	会長	決定	1件

第36回北斗市農業委員会総会

(午後 1時26分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>どうも、皆さん御苦勞様でございます。</p> <p>ここ2、3日ずっと、1月は雪が少なかったのですが、急遽、雪に悩まされる次第でございます。清川から茂辺地のほうにかけては同じ北斗市内でも雪が多いようで、大変な苦勞をなさっている方々もおられます。</p> <p>今は、オミクロン株で大変死亡率が高くて、北斗市内でも結構感染している事態もございます。そんな中で、マスク・手洗いで十分注意していただきたいと思っております。</p> <p>久々に全員が揃っての総会でございます。我々の3年間の任期も、あと1回の総会となる次第でございます。今日は、報告、議案が10号までございますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。議案第10号の北斗市農地利用最適化推進委員に関する議案が載っていることで皆さんに議決をいただくこととなります。これ、皆さんに1月の時点で順調に4月からスタートということだったのですが、選考に当たっては新メンバーの農業委員で選考することが一番適格ではなかろうかというような指摘がございます。そんなわけで急遽変更する次第でございます。その辺を御了承くださいますよう、また、局長のほうから総会の中で説明がございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>本日は、報告3件、議案10件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>本日は、全委員が出席しております。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号8番佐々木敬子委員、議席番号10番吉田勝幸委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありません。</p>

<p>議 長</p>	<p>か。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
<p>日程第3 議 長</p>	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号1につきましては、北海道水田発祥の地碑より東側の農地でございます。番号2につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より南側、函館江差自動車道北斗中央ICより北側などの農地でございます。番号3につきましては、意富比神社より東側の農地でございます。番号4につきましては、北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所より北側などの農地でございます。番号5につきましては、上磯小学校より東側、(株)サン・グリーン函館工場より南東側などの農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議 長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>

<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、清水川会館より南東側の農地で、令和3年12月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。番号2及び番号3につきましては、北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所より北側の農地。また、番号4につきましては、函館江差自動車道北斗中央ICより北東側の農地で、いずれの案件につきましても令和4年1月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。</p> <p>なお、番号1から番号4までの案件につきましては、この後の議案第4号(所有権移転の決定)において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 議長</p>	<p>日程第5 報告第3号「土地の現況証明調査委員の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第6 議長</p>	<p>日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、山田長政委員より報告をお願いいたします。</p>
<p>山田委員</p>	<p>それでは、報告いたします。</p> <p>2月9日に、落合委員、そして佐々木委員、加藤委員、それと私</p>

	<p>の農業委員4人、さらには事務局の大森係長、佐藤主任の計6人でもって現地を見てまいりました。</p> <p>番号1の[地区名]の土地につきましては、雪でたいして見えませんが周りが住宅地に囲まれていて、当該地は申請のとおり雑種地化及び宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定してまいりました。次に、番号2ですが、[地区名]の土地ですが、ここは旧大野町時代の宿舎が建っておりまして、行った当時は解体業者が解体しておりました。そこで、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定してまいりました。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第7 議長 日程第7 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号10までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>議長 事務局長より説明があります。</p> <p>事務局長 御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 なお、番号1から番号7までの案件につきましては、この後の議案第5号(賃貸借の決定)において、番号8から番号10までの案件につきましては、議案第4号(所有権移転の決定)において御審議いただく予定となっております。 以上、よろしく御審議願います。</p> <p>議長 朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
--	--

<p>日程第8 議長</p>	<p>日程第8 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、平成31年4月25日から令和4年3月31日までの期間で一時転用を許可しておりました三ツ石地区の太陽光発電施設でございますが、このたび、再度一時転用許可を受け営農を継続したい旨の申請書が提出されたものでございます。 一時転用許可の再許可につきましては、「営農の適切な継続が確保されており、下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しておらず、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められない場合には、再度一時転用許可を行うことが可能」とされております。 先月の総会において、転用者より提出されました「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」を御審議いただいた際には、生産された牧草は良質で、地域単収10a当たり3,687kgより多い4,215kgが確保されていること、また、その生産物が出荷・販売されていることから、営農の適切な継続が確保されているものと判断するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第9 議長</p>	<p>日程第9 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。 番号1から番号9までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、東開発神社より南側などの農地でござい</p>

	<p>まして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号2につきましては、東開発神社より南東側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号3につきましては、清水川会館より北側の農地でございまして、令和2年2月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号4につきましては、メイホク食品(株)より西側などの農地でございまして、平成23年7月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号5につきましては、先ほどの報告第2号(あっせん申出の取下げ)がありました清水川会館より南東側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号6及び番号7につきましては、先ほどの議案第2号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所より北側の農地。番号8につきましても(合意解約通知の成立状況の確認)がありました函館江差自動車道北斗中央ICより北東側の農地でございまして、いずれの案件につきましても農地中間管理機構である北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業を活用するため、北海道農業公社へ売買するものでございます。番号9につきましては、大工川会館より北西側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次の番号10の案件につきましては、13番 柗澤健一委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p>
	<p>(柗澤委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号10を上程いたします。</p>
	<p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p>
	<p>番号10につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より南東側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。</p>
	<p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(柗澤委員 復席)</p>
<p>日程第 1 0 議 長</p>	<p>日程第 1 0 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 2 2 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、先ほどの議案第 2 号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました白川コミュニティセンターより南東側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 2 につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より東側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 3 及び番号 4 につきましては、議案第 2 号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました新函館北斗駅より北側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 5 及び番号 6 につきましては、議案第 2 号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました渡島監督員詰所より北東側及び東側の農地でございまして、労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号 7 につきましては、函館育ちライスターミナルより南側の農地でございまして、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 8 及び番号 9 につきましては、議案第 2 号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました函館江差自動車道北斗中央 I C より北側及び J R 北海道新函館変電所より東側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 1 0 につきましては、函館江差自動車道北斗中央 I C より北西側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 1 1 につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>なお、番号 1 2 から番号 2 2 までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>

議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 5 番時田委員。
時田委員	5 番と 6 番の[個人名]さんの経営内容を、すみませんけれども教えてもらえますか。
議 長	事務局長。
事務局長	時田委員さんの御質問にお答えいたします。 この方につきましては、主に[地区名]、そちらのほうで経営している方のごぞいまして、自分の土地と借入地を合わせまして約 4 1 h a を耕作している方のごぞいます。この方につきましては、[地区名]の土地を借りるのは、今回が初めてということのごぞいます。 以上のごぞいます。
議 長	時田委員。
時田委員	作付けは、牧草だとかそういうのですか。
議 長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。 契約の際に聞き取りしましたが、牧草のほうを生産するというお話を聞いてごぞいます。 以上のごぞいます。
議 長	時田委員、よろしいですか。
時田委員	はい。
議 長	他にごぞいませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 1 議 長	日程第 1 1 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、大原牧場(有)より北側の農地で、引き続き 1 0 年間の期間を設定し使用貸借するものごぞいます。

	<p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第12 議 長	<p>日程第12 議案第7号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号1につきましては、議席番号2番佐々木秀樹委員、議席番号10番吉田勝幸委員、補助委員として鈴木敏勝推進委員を。番号2につきましては、議席番号11番笠原勝幸委員、議席番号14番和田勝雄委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号3につきましては、議席番号2番佐々木秀樹委員、議席番号10番吉田勝幸委員、補助委員として坂本常光推進委員を指名することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>
日程第13 議 長	<p>日程第13 議案第8号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号3番岡村栄士委員、議席番号4番落合修委員、議席番号10番吉田勝幸委員、議席番号11番笠原勝幸委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p>

<p>日程第 1 4 議 長</p>	<p>日程第 1 4 議案第 9 号「北斗市農業担い手育成奨学金貸付条例施行規則の廃止について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 北斗市農業担い手育成奨学金貸付条例は、農業振興と農業後継者を確保するため、その修学に必要な資金を貸付し、もって農業経営の安定と優れた農業担い手の育成を図るため、平成元年度に旧大野町で制度化され、合併後においても事業継続されておりましたが、平成 2 8 年度より新規申請者がいないこと、北斗市奨学金条例の一部改正により進学を希望する農業後継者にとっても利用しやすい制度となったことから、奨学金貸付条例を廃止し北斗市奨学金に事業集約するものであることから、本施行規則も併せて廃止するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第 1 5 議 長</p>	<p>日程第 1 5 議案第 1 0 号「北斗市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱の一部改正について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 北斗市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会委員につきまして、これまでは旧農業委員が選考し選任議決しておりましたが、委嘱に際しての留意事項として「推進委員の委嘱（議決）は新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が行うこと」とされており、すなわち委嘱とは「特定の仕事をまかせ頼むこと」であることからすると、任期満了までの 3 年間、遺憾なく共に連携して二人三脚で活動を行う新農業委員の合議で選考し、選任する方法に変更するものでございます。 なお、議会の同意を得た農業委員任命予定者、いわゆる新農業委員が選考委員になることで、農業委員の任命と推進委員の委嘱が同</p>

	<p>日で行うことができることから、これまでと何ら変わらずに農地等の利用の最適化の推進に関する活動がスタートできる体制が整うものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>1 番澤田委員。</p>
澤田委員	<p>議会で決定してから、それじゃあ1回集まるということなの。任命される前に集まるってことなの。</p>
議 長	<p>一応の予定は、3月の総会終了後ということで。</p>
澤田委員	<p>総会終了後…。</p>
議 長	<p>総会終了後に、新しい委員に来てもらって、その委員を入れた中で選考するという形になります。</p>
澤田委員	<p>その時には、もう議会では決まっているの。</p>
議 長	<p>議会は1日から始まりまして、16日で決定いたします。</p>
澤田委員	<p>そうですか。はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、第36回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>御苦労様でございました。</p> <p>(午後 2時26分 閉会)</p>
	<p style="text-align: right;"> <u>会長（議長） 和田 勝 雄</u> <u>署名委員 佐々木 敬 子</u> <u>〃 吉 田 勝 幸</u> </p>